

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	群馬県理容専門学校
設置者名	学校法人群馬理容学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の 単位数	省令で定める 基準単位数	配 置 困 難
理容専門課程	理容学科	夜・ 通信	53 単位	7 単位	
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

閲覧用資料とし、学園事務局に設置

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	群馬県理容専門学校
設置者名	学校法人群馬理容学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

閲覧用資料とし、学園事務局に設置

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	群馬県理容生活衛生同 業組合講師会元講師	2025.6.2～ 2028.6.5	学校教育の充実
非常勤	群馬県理容生活衛生同 業組合講師会名誉講師	2025.6.2～ 2028.6.5	学校教育の充実
非常勤	群馬県理容生活衛生同 業組合元理事	2025.6.2～ 2028.6.5	学校経営の健全化
非常勤	群馬県理容生活衛生同 業組合多野支部役員	2025.6.2～ 2028.6.5	学校経営の健全化
非常勤	群馬県理容生活衛生同 業組合元理事	2025.6.2～ 2028.6.5	学校経営の健全化
非常勤	群馬県理容生活衛生同 業組合元理事	2025.6.2～ 2028.6.5	学校経営の健全化
非常勤	群馬県理容生活衛生同業 組合講師会元講師	2025.6.2～ 2028.6.5	学校教育の充実
(備考)			

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	群馬県理容専門学校
設置者名	学校法人群馬理容学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 【作成について】 授業計画については、年度毎、学内会議にて授業科目毎に検証・検討を行い、その結果に基づき作成している。 【時期について】 翌年度の授業計画は、例年 12 月～1 月に担当教員が基本案を作成、これを 3 月開催の校長・副校長会議において協議検討、校長の承認を受けて正式決定される。	
授業計画書の公表方法	閲覧用資料とし、学園事務局に設置
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 学則およびその細則において、成績評価、進級、卒業の認定等について規定している。 (参考:学習成績の評価) ①学習成績の評価は、学期末試験の成績を主に平素の学習態度及び出席状況を考慮している。 ②評価は、原則 当該学期中の成果に応じて学期毎に行う ③各教科目の担当者は、当該年度で習得すべき学習内容の到達目標を予め申し合わせ、評価は当該教科目毎、学年別に行う。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 学業成績については、原則各学期毎に実施する学期末試験によって評価しており、100点満点を基準として60点以上を合格としている。 (参考:評価の表示) ①学期末試験の成績は100点法で評価する ②成績表には100点法の評価を次の5段階法に換算したものを記入する。 A. 100～90点 B. 89～80点 C. 79～70点 D. 69～60点。 E. 59～ 0点	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	閲覧用資料とし、学園事務局に設置
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 卒業の認定に学則および細則により、下記の通りに定めている。 学則(卒業の認定) 第26条 科目修了の認定は筆記または口述による試験、その他の方法による。 (成績評価) 第28条 成績の評価は、学年末において、各学期末に行なう試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行なう。 2 前項の試験については、6割以上の点数を合格とする 細則(1) 学則第28条第2項の合格点若しくは、第26条その他の方法による要件を満たすこと。 (2) 学則別表の履修時間を満たし、出席率については3分の2以上であること。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	閲覧用資料とし、学園事務局に設置

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	群馬県理容専門学校
設置者名	学校法人群馬理容学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	閲覧用資料とし、学園事務局に設置
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士	
衛生		理容専門課程	理容学科		○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	67	17		50		
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80人		4人	0人	5人	19人	24人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
（概要） 様式第2号の3【（3）厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の1.を参照	
成績評価の基準・方法	
（概要） 様式第2号の3【（3）厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の2. 3.を参照	
卒業・進級の認定基準	
（概要） 様式第2号の3【（3）厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の4.を参照	
学修支援等	
（概要） 理容師免許取得を到達目標に据え、学修支援体制を確立している。担任教員が個々の学生の習熟度・理解度を把握しレベルに応じて丁寧に支援している。	

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
4 人 (100%)	0 人 (0%)	4 人 (100%)	0 人 (0%)
（主な就職、業界等） 理容室、理美容関連業界			
（就職指導内容） クラス担任が個別対応しながら就職活動を指導している。面接指導、マナー対策等を実施。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 理容師免許(国家資格)、フェイシャルエステティシアン資格、ネイルアシスタントディレクター資格、美肌検定、カラーマスター検定等			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
5 人	1 人	20%
（中途退学の主な理由） 学力不振によるもの		
（中退防止・中退者支援のための取組） 学内で連携し個々の状況に応じて適宜対応している。当該学生と保護者を交えて根気よく話し合い解決策を見出すべく努めている。		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
理容学科	150,000 円	420,000 円	772,800 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 閲覧用とし、学園事務局に設置		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制) 理容関連業界等から適切に委員を選任して学校関係者評価委員会を組織し、教育内容・学校運営等に関する評価を行い、評価結果に基づく学校改善に取り組んでいる。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
理容所勤務	2024. 6. 14～ 2027. 6. 13	群馬県理容生活衛生 同業組合理事
理容所勤務	2024. 6. 14～ 2027. 6. 13	群馬県理容専門学校 卒業生
理容所勤務	2024. 6. 14～ 2027. 6. 13	群馬県理容生活衛生 同業組合元理事長
第三者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 閲覧用資料とし、学園事務局に設置		
第三者評価が未実施のため学校関係者評価に関する情報を記載		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 閲覧用資料とし、学園事務局に設置
